

第 2 1 回入善町農業委員会議事録

令和 7 年 4 月 8 日午後3時30分から第21回入善町農業委員会が 3 F 全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 14名

2 番 廣 清 奈緒美	3 番 寺 田 晴 美	4 番 森 下 さゆり	5 番 森 下 吉 光
6 番 上 田 幸 嗣	8 番 竹 田 隆 浩	9 番 嶋 先 良 昭	11 番 小 林 真一郎
12 番 米 山 義 隆	14 番 前 田 俊 彦	15 番 永 山 美 和	16 番 亀 田 英 司
17 番 上 野 好 雄	18 番 田 中 吉 春		

欠席委員 3名

1 番 五十里 章 10 番 安 藤 清 雅 13 番 坪 野 和 夫

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐喜子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第 1	会期及び議事日程の件
日程第 2	議事録署名委員決定の件
日程第 3	議案第76号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第77号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第 5	議案第78号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について
日程第 6	議案第79号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）について

議長（米山 義隆）

皆様、おつかれさまです。今日は新年度初めての総会ということですが、この前に入善高校の入学式がありまして、そちらにも出席してきました。農業科も定員に5名不足の25名ということで、どこも県立高校は厳しい状況です。やはり入善高校を残していくというのは非常に大切なことだと思っています。私自身もOBであり、同窓会長もしておりますので、なんとか入善高校の存続には尽力していきたいと思っています。それから、先日行われました桜まつりですが、消防団の歓送迎会と重なりまして、この度新屋分団を抜けることになったため出席することができませんでした。出席された方々は大変楽しまれたと伺っています。

今後、地域計画も含め、新年度から農業委員の仕事も複雑化してくる可能性がありますので、常に地域に目を配らしていただいて、今年 1 年もパトロールや相談を受けながら農業委員会の仕事に取り組んでいただければと思います。それと先日、飯野で大きな火事がありました。春先はどうしても空気も乾燥しておりますので、火の取扱いには十分注意いただいて、火の用心をお願いしたいと思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。11番小林委員と14番前田委員に決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、5件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町荒又〇〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,097㎡です。

申請地の位置図は、議案書の3ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町荒又〇〇〇の亡 〇〇〇〇 相続人 〇〇 〇さん、譲受人は、入善町棚山〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は〇〇さんが耕作している農地で、農地を取得した後も引き続き〇〇さんが耕作されます。

また、この農地の下にある三角形の土地、荒又〇〇〇についてですが、この後の農振除外の申請でも議案にあがりますが、荒又〇〇〇の住宅の敷地が一部、農地にはみ出ていたことが判明したため、是正するため、分筆を行った部分になります。この後、農振除外、農地転用の手続きを行う予定になります。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、前田委員にいただいております。

続きまして、申請番号2番、農地の所在地は、入善町福島新〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は258㎡です。

申請地の位置図は、議案書の3ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町青木〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町福島新〇〇〇の〇〇 〇〇さん

この申請地は〇〇さんが耕作している農地で、福島新〇〇と福島新〇〇の2筆で一枚の田になっており、農地を取得した後も引き続き〇〇さんが耕作されます。

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できることと見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

続きまして、申請番号3番、農地の所在地は、入善町木根〇〇、〇〇、〇〇の3筆で、〇〇、〇〇は台帳地目、現況地目ともに田、〇〇は台帳地目、現況地目ともに畑になり、面積は2,610㎡です。

また、譲受人すでにこの空き家に居住しており、申請地は畑として利用する予定です。

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できることと見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

続きまして、申請番号4番、農地の所在地は、入善町目川〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は907㎡です。

この申請地は、〇〇さんと〇〇さんの共有名義になっており、共有持ち分を譲渡することにより、共有状態を解消し、耕作者である〇〇さんの名義にするため、今回の申請となりました。

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、森下さゆり委員にいただいております。

続きまして、申請番号5番、農地の所在地は、入善町上飯野新〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆で、〇〇、〇〇、〇〇は台帳地目、現況地目はともに田、〇〇は台帳地目、現況地目ともに畑となっており、面積は5,454㎡です。

申請地の位置図は、議案書の5ページをご覧ください。

譲渡人は、富山市〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇さん、譲受人は、入善町上野〇〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇さんです。

譲受人は現在アパートに居住していますが、実家が上飯野新にあり、父親とともに農作業にも従事しています。

申請地の上飯野新〇〇、〇〇は譲受人である〇〇さんが耕作者しており、農地を取得した後も引き続き〇〇さんが耕作され、残りの土地も〇〇さんが耕作を希望されたため、今回の申請になりました。

上飯野新〇〇は別の耕作者がいましたが、〇〇さんと耕作者の話し合いの結果、〇〇さんが耕作することになったと聞いております。

また、上飯野新〇〇に隣接している宅地、上飯野新〇〇も〇〇さんが購入すると聞いております。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、嶋先委員にいただいております。

以上5件です。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。まずは、申請番号1番、前田委員より説明をお願いします。

前田委員

先月、〇〇さんの案件で出た件ですが、その時の説明もあったかと思いますが、事務局の説明の通りで特に問題ないと判断しハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは、申請番号2番、小林委員より説明をお願いします。

小林職務代理者

事務局から説明のあったとおり、従来から〇〇さんが仲間田ということで耕作しておられました。以前から売買について話をしており、今回、売買に至ったとのこと。〇〇さんは〇〇〇〇営農に加入しておられて、農地の管理もしておられますが、仲間田を解消するということでした。〇〇さんも生産組合長もされた方なので、適切な管理をされる方で問題ないと考え、ハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは、申請番号3番、上田委員より説明をお願いします。

上田委員

事務局の説明の通りです。〇〇さんは初めて農業に従事されるということですが、機械も持っておられるということで、法律が変わりまして五反要件もなくなり、農地を所有できるようになったということで、今回申請になったと聞いています。問題ないと考えハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは、申請番号4番、森下さゆり委員より説明をお願いします。

森下さゆり委員

事務局からの説明のとおりです。共有名義ということで、共有を解消されるということと、田をされるということで問題ないと考えハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは、申請番号5番、嶋先委員より説明をお願いします。

嶋先委員

元々耕作している田で問題ないかと思います。畑の〇〇については歪な形をしていますが、隣接している〇〇に将来的に家を建てる予定とのことで、畑は畑として使うとのことで、問題ないと考えハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

申請番号3番の〇〇さんについてですが、農業を始められるということですが、一通りの農機具をもっておられるということですか。

上田委員

実物を確認したわけではないですが、もっておられるということです。

事務局

補足ですが、申請書ではトラクターを所有しているということです。また、畑として利用したいということで、自分で出荷というより家庭菜園的な利用とあいさい広場などに出したいという話でした。あと、〇〇についてはすでに耕作されていて作物が植えられている状態とのことです。

議長（米山 義隆）

それと申請番号5番の〇〇はいつ購入予定ですか。

事務局

〇〇も今回の農地と一緒に購入予定です。〇〇はすでに宅地になります。元々空き家が建っていて取り壊されて空き地になった土地になります。〇〇もその空き家に付随する家庭菜園的な土地だったのかと思います。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第77号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第77号、「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」入善町から提出になった農用

地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、その意見を求めます。

今回、農業経営基盤強化法等の改正により、農地中間管理機構を通した賃貸借権の設定方法が変更になりました。

以前は、農用地利用集積計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農用地利用集積等促進計画により、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定されるという流れになっていましたが、今回の法改正により、農用地利用集積等促進計画に一本化されることになりました。

また、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、12件、20筆、30,091㎡

再設定は、40件、102筆、144,435㎡

合わせて52件、122筆、174,526㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

再設定で地代0円になっているのは。

事務局

再設定で地代0円は元々地代が0円で、小字がついている基盤整備の対象になっていないような条件の悪い農地だと思われ、使用貸借になっています。

小林職務代理者

おそらくこの農地は河川敷に近い農地ではないかと思います。

議長（米山 義隆）

標準賃借料は今回変更なかったですが、ここを上にするとか中にするとか何か基準をもっておられる方はいますか。段々、中が基本になるという流れかと思いますが。

森下さゆり委員

すごい変形田なら下にするとかしてます。

小林職務代理者

うちの集落営農組織では、最初、公社通しにするとメリットがあるということでしていたんですが、組合員本人が管理するものなので、上に設定していたが、その方が高齢になって農作業を行わなくなり、集落営農で管理するとなった時、なかなか上から下げるのが難しいというのがあります。仲間田になると何人も地権者がいるので難しいという状況もあります。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第77号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定することにいたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第78号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。

農振除外等の申請は年4回ですが、今回は3月受付分の申請で、農振除外が3件あります。

申請番号1番。除外対象地は入善町荒又〇〇〇の一筆、地目は田、面積は72㎡です。申請地の位置図は13ページをご覧ください。除外願出者は入善町荒又〇〇〇の亡 〇〇 〇〇 相続人 〇〇 〇さんで、除外後の用途は一般住宅敷地の拡張です。

申請人の〇〇〇さんの父、〇〇〇さんは、叔母である〇〇〇さんが家を建てるため、平成7年に荒又〇〇〇を一般住宅敷地として転用申請しました。しかし、住宅の敷地面積を誤って申請しており、自身が所有している隣接農地荒又〇〇〇の一部に建築されていることが判明しました。

現在は、〇〇〇さんは亡くなっており、建物は相続人である〇〇〇さんの所有です。現在は〇さんの子供が生活しており、地目が田であることが判明したため、是正するべく今回始末書をつけての申請に至りました。

申請面積は72㎡で、既存地314㎡と合わせて386㎡で住宅建築面積115㎡と車庫34㎡、駐車場、農機具進入路などがあり、生活に利用するための必要最小限の面積です。雨水排水は南側排水路に排水します。

北側の残地部分は今回の3条申請により、耕作者に所有権移転を予定しており、畑として耕作する予定です。

除外要件については、住宅に必要な敷地の一部として申請地を利用するためには、既存宅地に隣接する申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

続きまして、申請番号2番。除外対象地は入善町浦山新〇〇、〇〇の二筆、地目は田、面積は1,064㎡です。申請地の位置図は13ページをご覧ください。除外願出者は入善町浦山新〇〇〇の〇〇〇〇さん、入善町浦山新〇〇〇も〇〇〇〇さんで、譲受人は黒部市〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。浦山新〇〇は〇〇さんと〇〇さんの共有名義、浦山新〇〇は〇〇さんの単独所有になります。除外後の用途は既存の敷地の拡張で資材置き場になります。

譲受人の〇〇〇〇さんは、スクラップ買取販売業を行っており、浦山新〇〇、〇〇に資材置き場、事務所、倉庫を設置し営業しております。近年、売り上げが増加しており、事業拡大に伴い、スクラップ資材置き場としてのスペースが必要なこと、駐車場スペースが整備されていないため、来客用、業務用の駐車スペースを確保したいことなどから、敷地を拡張する計画を立て、今回の申請になりました。

申請面積は1,064㎡で、700㎡を駐車スペースとし、普通車6台、フォークリフト等の業務用車両5台を駐車し、残り364㎡を鉄、アルミ、ステンレスなどの鋼物資材を置く予定にしており、駐車スペース及び資材置場として利用するために必要な面積です。

雨水排水は、申請地南側の既存水路に排水します。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第78号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定することにいたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第79号令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

令和7年度最適化活動の目標の設定等について。

国の通知により、毎年度「最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することになっております。

それでは、令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明します。議案書の15ページをご覧ください。

まず、「Ⅰ農業委員会の状況」についてです。農業委員会の現在の体制については、令和7年4月1日現在の委員数を、また、農家・農地等の概要については、農林業センサス（直近2020年）、耕地及び作付面積統計（直近R6）に基づいて記載しております。

次に17ページ、「Ⅱ最適化活動の目標」についてです。

令和7年3月末現在の管内農地面積は3,800haで、集積面積は3,398ha、集積率は89.4%となりました。

課題としては、今後も農業従事者の高齢化や後継者不足により離農が進むことが懸念されることから、農地の受入先となる担い手等の育成・確保、農地中間管理事業等の周知と相談体制の充実を図ることが必要です。目標については、今年度の目標集積面積累計は3,408ha、集積率は89.7%としました。

次の遊休農地の解消については、直近の利用状況調査により判明した遊休農地はないため、0で記載してあります。

令和5年度に発見され、8月に農地パトロールを行った「東狐〇〇〇」の遊休農地ですが、4月4日（金）に、本人に確認したところ、「草刈りを行っている。すぐに耕作までは難しいが、最終的にはマコモやエゴマを植えたい」との回答をいただきました。「4月7日には、草刈機が壊れて〇〇〇に修理に出した、戻ったらまた草刈りをします」との連絡がありました。

現在は保全管理を行っている農地ということになりますので、遊休農地は解消されたことになります。

令和7年度の目標については「耕作条件の悪い農地など、担い手が耕作を敬遠しがちな農地で遊休農地が発生しないよう、農地パトロールや、農地の適正管理の呼びかけを行い、遊休農地の発生防止に努める」としました。

次に18ページ、新規参入の促進についてですが、令和6年度につきましては、1経営体、こちらは〇〇〇さんが新規就農されたものです。露地野菜や施設野菜での新規就農のため面積は1haとなってい

ます。

課題としては新規就農のための農地の確保や、初期投資に係る経費の確保が難しいことがあげられます。目標面積については、過去３年度の権利移動面積の平均の１割以上を記入という、国の指示どおりでのものです。

次に、最適化活動の活動目標ですが、推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、１人当たりの活動日数がひと月あたり、少なくとも１０日となるようガイドラインに沿ったものであります。

また、活動強化月間の目標設定として、４月から６月を遊休農地が発生しないよう巡回することとします。

令和７年度最適化活動の目標の設定等（案）については、以上です。

よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

１０日というのはなかなか難しいですね。国が求めている日数ということですが。

事務局

書いて出さないといけないので大変だとは思いますが、あくまで目標ですので。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第７９号、令和７年度最適化活動の目標の設定等（案）について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定することにいたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。

令和７年５月１２日月曜日午後３時３０分より行います。

それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（農業委員能率給について）

事務局

（地域計画変更申出書（案）について）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第21回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和7年5月12日月曜日、午後3時30分になります。

(閉会 午後4時30分)